

昭和四十八年度

資料調査報告書第一集

沖家文書調査報告

鳥取県立博物館

序にかえて

本館は、昭和四十七年十月、従来の科学博物館に、美術、史料の二部門を加え、総合博物館として開設されて以来二ヶ年を経過した。

本館としては、総合博物館としての機能を十二分に発揮するために、調査研究の強化と充実に努力することとなり、ここに「資料調査報告書」第一集を刊行することにしたのである。

本報告書には、史料部門の史料所在調査の成果をとりあげた。本館の史料部門は、鳥取池田家から寄贈された、「鳥取池田家史料」（藩政史料）を収蔵しており、将来、この藩政史料に対応する在方、町方、武家等の文書の調査研究、ならびに収集保存等の活動が急務であると考えている。

ひるがえり、近來、地方史研究がさかになり、市町村史誌の編さんが各地で行なわれ、多くの新史料が発掘、公開されていることは、よろこぶべきことである。しかし、その反面、急激な社会変動によって隠滅してしまった史料も無数にある。また、せっかく発掘されても、整理や保存対策が充分でないため、県民共有の文化財として生かされない場合も多い。とくに、近世、近代の史料は、その対策のたちおくれもあって、全くといってよいほど保護されないまま、放置されているのが実情である。

今回報告する「沖家文書」は、柿崎信兼氏（岡山県和気郡日生町寒河一住）の旧蔵になるものである。氏は、熱心な自然保護運動家で、現在、鹿久居島の保護運動に活躍中の人であるが、文化財についても、「沖家文書は、その郷土鳥取にあるのが最も所を得た保存方法である」という理解を示され、本館に快よく譲渡されたものである。柿崎氏のご好意に心から感謝している次第である。

今回の沖家資料の調査は、主として本館史料係福井淳人が担当した。本報告書に一応の文書目録を載せたが、これは、再整理して、本館所蔵史料目録に再録する予定である。

本報告書が広く活用され、近世、近代史研究の一助になることを念願してや

まない。

昭和四十九年三月

鳥取県立博物館長 西本真一

柿崎信兼氏所旧蔵「沖家文書」の調査

1 調査の経緯

昭和四十六年五月二日付で、柿崎信兼氏（岡山県和気郡日生町寒河一住）から、鳥取県教育委員会事務局社会教育課文化係に「沖一峨遺品」について照会があった。その内容は、自分の母は沖家の出で、沖一峨の写生帳、粉本、印章等を受け継いでいる。他にも沖剛介の遺品もあるが、これは国会図書館へ譲りたい。しかし、一峨の遺品は、愛好者も多いとのことなので、希望があれば、鳥取県に譲りたいとのことであった。

この照会は、当時、県立博物館開設準備中の県立科学博物館美術係に廻され、ここで処理することになった。折返し、美術係長安東尚文が沖一峨関係遺品の内容について柿崎氏に照会し、同年五月十五日付でその回答が寄せられた。その末尾に「沖剛介の日誌、写本、書簡、絶筆等所蔵して居ます。国会図書館も調査に来られ、懇望されて居ますが、これ又故郷へ―――場合に依ってはお譲りしてもよろしいと思えますので、其方の係の方と御同道、見に来て下さい。」と付けくわえられていた。

しかし、この時は、開館準備などのため調査は実現しなかった。そして翌四十七年四月、鳥取県立博物館が設置され、新しく史料係が設けられた。柿崎氏の照会を知った史料係では、四十七年六月二十九日付で、沖剛介関係史料を中心に、再び柿崎氏に照会するとともに、調査の申し入れをした。七月四日柿崎氏から返信があり、史料調査の承諾をうけた。第一回調査は、十月二十七・二

十八日の両日、史料係福井淳人が行った。この時は、剛介関係史料、一畝関係絵画資料のうち、剛介関係史料を中心に調査するつもりで出かけたが、実は沖守固関係史料の方が多量にあったため、これは、第二次調査に譲って、剛介関係史料の目録と主な文書の写真を撮って帰った。

第二回の調査は、四十八年一月十七日、福井淳人と浜崎洋三（鳥取県史編さん委員・本館協議会委員）の二名で行なった。調査の中心は、前回調査できなかった沖守固関係史料にいた。この二回の調査の結果を、本館協議会史料専門部会で検討し、沖家関係史料を当館に譲渡を受けることにし、柿崎氏との交渉に入った。

譲渡の交渉が成立し、七月十三・十四・十五日、学芸課長木嶋幹世、安東尚文、福井淳人の三名で第三回の調査を行なった。今回は、一畝関係の絵画資料と剛介・守固関係史料の補充調査、および譲渡についての最終的な打合せを行なった。その結果、沖家関係資料を一畝関係絵画資料と剛介・守固関係文書の二群に大別し、剛介・守固関係文書のみ譲渡を受けることにした。しかし、このうち、柿崎氏の希望もあって、守固が明治二十四年滋賀県知事であった時代のものである、「大津事件」に関係したものであり、別にしてほしいということであったので、別な史料群として取りあつかうことにし、八月二十三日譲渡を完了した。

今回の調査報告は、紙数の関係もあり、当館が所蔵することになった史料を中心にした。

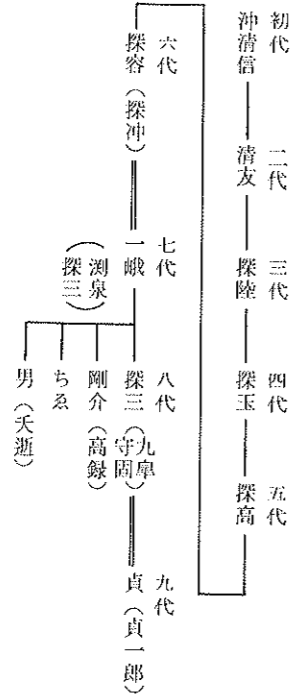
2 沖家文書の伝来

先にものべたように、沖家文書の旧蔵者柿崎信兼氏は、沖守固の外係に当るのである。

柿崎氏の話によると、沖家、海江田家と柿崎氏の関係は下の表のようになる。

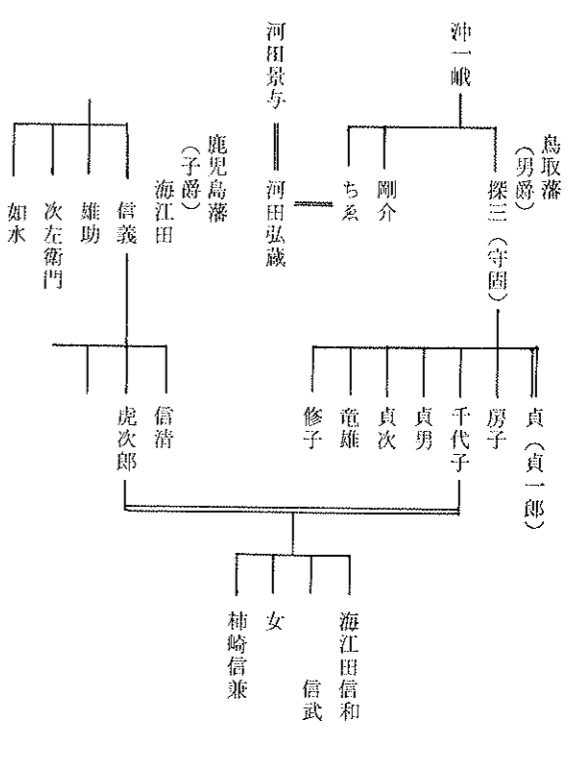
沖家について

沖家は、鳥取藩の江戸詰絵師で、その六代探容、七代一畝はよく知られている。その初代は清信で、寛文八年（一六六八）に召かかえられている「藩士家譜沖貞家」（本館所蔵・鳥取池田家史料）によると「光仲様御代、寛文八年年被召出、五人扶持被成下、三拾八年相勤申候、元禄十六年病死仕候。」とある。清信は、狩野探幽の弟尚信の一派、木挽町狩野派の絵師であったが、くわしい事蹟は伝わっていない。「鳥取県郷土史」（昭和七年・鳥取県）によると、「我が藩では、狩野清信が儒員として光仲侯に召し抱えらるゝや、九阜（探三、守固）註筆者）に至るまで、代々絵師として一大威力を有するに至った。」とある。狩野清信、つまり清信は、鳥取藩が召しかかえた最初の狩野派の絵師であり、それ以後幕末に至るまで、沖家は、鳥取藩絵師の中心的存在であった。しかし、「藩士家譜」は、二、三、四、五代についても、家督相続と死去の年月日ぐらいいしか記しておらず、その業績は明らかでない。



わずかに、四代探玉の時、「...数十年引統御用相勤、其上後三年軍記写被仰付候処、去夏已来出精相勤候ニ付、旁此度御支配式拾俵被 仰付」（明和七年）とあるのが目につく。

六代探容は、名手であったこともあって文政十二年（一八二九）、支配米十俵の加増にあづかっている。七代一畝は、もと兎玉測景といひ、鍛冶橋狩野派



表で見ると、柿崎信兼氏の母千代子は、守固の娘であり、鹿兒島出身の子爵海江田信義の子虎次郎に嫁したのである。

沖家は、幕末に剛介の事件で一度断絶する。やがて、貞（貞一郎）を養子に迎えこれに家督をゆずることと沖家の再興は許される。さらに明治になると隠居の守固が召出されて別家として一家をたてる。しかし、貞一郎が幼少であったこともあってこれは形式的であった。貞一郎が若年で没したため、貞男がその跡を継ぐ。沖家文書も本来、貞男家に伝えられたが、その一部が娘千代子のもとに渡り、柿崎氏に伝存されることになった。ところで、沖家を相続していた貞男の系統については、今までの調査で明らかにすることができず、したがって、今回の報告書も沖家文書の全貌を明らかにするものではない。なお柿崎氏の手もとは、海江田家に関する史料も若干伝えられているが、今回の調査では対象外においた。

探測の弟子で、天保八年（一八三七）正月二十二日探容の養子になった人である。彼は養父探容に劣らぬ名手であり、多くの作品を残している。しかし、その仕事は、画幅、屏風障壁画等の外、「因伯海岸絵図」（天保十四年）、「鳥取城絵画図写」（弘化元年）、「印藩沼古堀筋御普請所川形絵図」（弘化元年）、「二ノ丸絵画図写」（弘化四年）、「米子城絵画図写」（嘉永元年）などの作成にもたずさわっている。

「藩士家譜」によると、一畝は文久元年（一八六一）六月二日に死亡し、十月十一日に探三が家督を相続し、御絵師となる。ところが文久三年（一八六三）正月十八日、「...御改革ニ付、御國勝手被 仰付旨被 仰出候、但し当年中引越可申候、且又家物等之儀者、御手船之序を以運送被遣候事。」となって、四月三日、探三は、家族をひきつれて鳥取へ移住してきた。しかし、このころからの探三は絵師としての活躍よりも、弟剛介とともに周旋方としての活躍の方が目だつようになる。探三・剛介ともに関係史料はほとんどこの時期から後のものであり、とくに探三は大正元年まで生存し、その間、岩倉遣欧使節に随行して欧米に渡り、英国に留学、帰国後も各県知事、貴族院議員などを歴任して、活躍期間も長い。したがって、その関係史料も多岐にわたっている。

ところで、沖家文書は、一度守固の手によって整理されているらしい。とくに剛介関係のものは、その遺稿集の発刊か、贈位の時あたりかもしれない。その後、柿崎氏の手によって一部整理が行なわれていた。この整理は本館が作業を実施するのに大変役立った。

本館はこれらの整理をできるだけ尊重しながら譲渡をうけた沖家史料を、探三・剛介関係に分類して、日記、書状等の形態によって仮目録を作成した。



沖 守 固

沖家文書仮目録

1 沖剛介関係史料

1	沖剛介宛書状	(文久三年)	六月二十九日	一通	23	山田宗平書状	正月二十五日	一通
2	沖剛介三書状	(文久三年)	九月十三日	"	24	"	十一月四日	"
3	"	(文久三年)	十月十日	"	25	武信久次郎書状	五月十二日	"
4	"	(元治元年)	四月二十一日	"	26	林又六書状	文久四年三月二日	"
5	"	(元治元年)	六月六日夜	"	27	河崎政之丞宛	六月念一日	一通
6	足立八藏書状		七月二十六日	"	28	沖剛介三宛	元治元年九月五日(遺書)	"
7	神戶源内書状	(文久三年)	二月十二日	"	29	沖剛介書状案(足立八藏宛か)		"
8	"	(文久三年)	七月十五日	"	30	沖剛介日記(雜記)		"
9	正垣透書状	(元治元年)	十二月六日	"	31	遊常雜記	文久四年(元治元年)正月十六日より(水府紀行)	一冊
10	"	(元治元年)	孟春念五日(正月二十五日)	"	32	日記	元治元年二月念日より九月三日まで	"
11	山内衡書状		十一月初九日	"	33	掌中秘録		"
12	"	(日付なし)		"	34	時事詢訪録(雜記)	文久三年孟春	"
13	山内衡・千葉重太郎連名書状		十一月二十八日	"	35	沖剛介日記(殘欠)	二月十日より十三日まで	一紙
14	伊丹造酒之助書状		八月二十九日	"	36	沖剛介詩文(雜稿等)		"
15	市口郁之丞書状		十一月十日	"	37	詩文雜稿	乾(沖剛介)	一冊
16	市口吉亨口上書	(日付なし)		"	38	沖剛介手書本	「周易程子伝序」「詩稿」「周礼補疏」等	"
17	渡辺魯輔書状		初秋十九日	"	39	獨嘯叢語・明史列伝抄	(沖剛介書写本)	"
18	小沢三郎兵衛書状		八月十九日	"	40	明史抄	(沖剛介書写本)	"
19	小沢三郎兵衛口上書		八月二十五日	"	41	幕人三十名連名建白書写	(沖剛介書写)	文久三年八月十七日
20	景山友之助書状		正月二十三日	"	42	贈沖秉衡君書	大沢嘉	辛酉六月二十二日
21	退庵書状		八月十三日	"	43	天外狂夫(沖剛介)	小伝	足立正声
22	秋田一藏書状		六月十一日	"	44	沖秉衡秀才墓表	萩原裕撰	(草案とも)
					45	贈正五位沖衡墓表		
					46	報沖秉衡君書	大沢嘉種徳	庚申十一月三日
					47	答沖君書		
						沖君剛介銅記	山内衡撰	

48	殉難録「沖銚」(活字)			二紙	74	河崎真胤書状		十二月朔日	一通
49	沖剛介墓碑銘文	沖探三書	慶応元年七月	一紙	75	角田忠行書状		七月十四日	(熱田神宮宮司)
50	沖剛介墓碑拓本			三葉	76	市口亨吉書状		明治五年七月二十一日	
51	直道院(沖剛介)永代供養引請状	慶安寺	元治元年九月	二通	77	河田景与書状		(年付欠)四月八日	
52	堀庄次郎暗殺事件関係史料写	沖探三宛		一通	78	"		十一月四日	
53	吊故沖秉衡君詩			"	79	"		十一月十二日	
54	吊故沖秉衡君詩			"	80	"		七月九日	
55	沖剛介追悼文	元治元年九月二十一日	上嶋淳撰	"	81	"		明治二十九年六月十六日	

2 沖探三(守固)関係史料

56	池田徳潤書状		十月八日	一通一卷	82	河田景雄書状		(年付欠)三月三十一日	
57	安田安書状		七月九日	一通	83	"		二月十二日	
58	門脇重綾書状		正月十二日	"	84	倉田續書状		七月三十一日	
59	"		正月十八日	"	85	鈴木淡平書状		七月九日	
60	池田徳定書状		正月二十七日	"	86	伊東已代治書状		明治二十六年三月十三日	
61	広沢真臣書状		正月六日	"	87	某但馬守書状		(年付欠)五月十一日	
62	岩倉道俱書状		六月十一日	"	88	野村靖書状		四月二日	
63	池田慶徳書状		八月十三日	"	89	入江為守書状		明治四十四年八月十八日	
64	"	明治八年七月十五日		"	90	"		十二月二十四日	
65	"	二十六日		"	91	小室(信夫)書状		(年月付欠)十六日	
66	足立正声書状	明治二十六年六月十日		"	92	森村市左衛門書状		明治四十四年二月二十六日	
67	"	"	三十一一年四月二十八日	"	93	"		四月三日	
68	"	"	三十一年六月四日	"	94	"		二月二十八日	
69	"	"	三十四年四月十六日	"	95	"		二月二十六日	「ヨキヘンシキタ」
70	"	"	三十三年三月二十七日	"	96	京極高興書状		四月二十六日	
71	"	(年付欠)	四月二十九日	"	97	宮川香山書状		一月二十日	
72	関信三書状		九月一日	"	98	(斉藤)修一郎		明治十七年六月二十七日	
73	河崎政之丞書状		六月七日	"	99	野素(野村素介・素軒)書状		六月二日	
					100	"		二月二十三日	
					101	菅原通敬書状		明治十四年八月十六日	(大蔵省主税局長)
					102	"		十月二十四日	

沖探三母書狀
 六月 六日
 五月二十三日
 六月二十四日
 十二月 十七日
 閏十月 十一日
 十一月 十九日
 四月 三日
 二月 十九日
 十二月 四日
 三月二十三日
 十一月 十九日
 七月 晦日
 閏十月 二十日
 八月 朔日
 (年月日付欠)
 九月 二十日
 十月 二十三日
 八月 十九日
 八月 一日
 二月 十一日
 三月 三日
 一月 十二日
 十二月二十二日
 三月 四日
 二月 六日
 三月 八日
 八月 十五日
 二月二十九日
 三月 十五日
 一通

214 沖守固書狀案
 二月 十五日
 213 〃
 212 〃
 211 〃
 210 〃
 209 〃
 208 〃
 207 〃
 206 〃
 205 〃
 204 〃
 203 〃
 202 〃
 201 〃
 200 沖探三母書狀
 (諸家宛沖守固書狀および書狀案文)
 (明治四年) 十一月二十五日 探三母宛
 (明治五年) 九月二十八日 渡米中の船上より
 (明治六年) 六月三十日 米国より
 (明治五年) 八月六日・十日 〃
 五月二十八日 〃
 五月 一日 〃
 四月 十日 〃
 (明治六年) 正月三日・十日・十五日 〃
 (年月日付なし) 〃 (留学中) 一通
 四月 十七日 原長政宛
 五月 二十日 某氏宛
 (ロンドンにて) 〃
 八月二十一日 探三母宛
 母の上京について 〃
 二月 十五日 辻野(惣兵衛) 衆議院議員選挙の件 〃

石黒五十二書狀 明治四十四年 九月二十二日
 平井晴二郎書狀 明治四十二年 八月 六日
 石谷伝四郎書狀 明治四十四年十二月 十八日
 〃 電報 (年月付欠) 十二月
 加太邦憲書狀 明治四十四年 十月三十一日
 〃 〃 十一月 十二日
 池田徳澄書狀 (年月付欠) 正月二十八日
 〃 〃 十一月 九日
 山田顕義書狀 〃 四月 二十日
 〃 〃 四月二十一日
 〃 〃 十月 十一日
 〃 〃 十二月 二十日
 池田仲博書狀 明治四十二年六月二十六日
 (年月付欠) 六月 五日
 〃 〃 六月 十二日
 〃 〃 七月三十一日
 〃 〃 八月二十一日
 〃 〃 九月 十一日
 〃 〃 十月 二十七日
 〃 〃 九月二十二日
 〃 〃 九月二十二日
 〃 〃 四月二十四日
 義雄書狀 (年月付欠) 十日
 清一書狀 〃 五月 十四日
 Flora M. Pearce 明治四十三年(一九一〇)七月十四日(英文)
 芝山内水交社幹事 六月二十四日(葉書)
 Thomas B. Fern 明治二十四年(一九一〇)九月二十八日(英文)
 光巖書狀 (年月付欠) 四月 七日
 吉岡葵正書狀 (明治三十八年十一月 十二日
 一通

159 大田某書狀 明治八年十月 十八日
 158 丸山鑽書狀 (年月日付なし) (芳萱閣記草稿について) 〃
 157 千種書狀 (年月日付なし) (礼状) 〃
 156 曲木高書狀 明治十一年 三月 七日 パリにて
 155 差出人不明 明治十一年六月二十七日 パリにて
 154 〃 明治九年九月 十五日 ウィーンにて
 153 〃 明治十九年一月 十七日(英文) 〃
 152 〃 一月二十二日 〃
 151 〃 九月 三十日 〃
 150 〃 五月 十三日 〃
 149 〃 十一月二十八日 〃
 148 〃 二月二十四日 〃
 147 〃 二月 八日(九聖宛) (年月付欠) 十三日
 146 米沢忠平頼吉書狀 明治八年六月十四日
 145 林又六書狀 (年月日付欠) 下執事閣下宛
 (病氣処方について) 〃
 144 沖探三宛探三母書狀 (沖探三宛探三母書狀)
 十一月 三日 一通
 143 〃 二月二十三日 〃
 142 〃 十一月 四日 〃
 141 〃 十一月二十四日 〃
 140 〃 十二月 朔日 〃
 139 〃 正月 五日 〃
 138 〃 正月 六日 〃
 137 〃 正月 十九日 〃
 136 〃 十二月 六日 〃
 135 〃 二月 六日 〃
 134 〃 五月 六日 〃
 133 〃 五月 六日 〃
 132 〃 六月 六日 〃

215	沖守固書状案	四月 五日	山中、和歌山県一 人事関係	一通
216	"	(名宛・年月日欠)	和歌山県衆議院議 員選挙について	"
217	"	十四日	秋山書記官宛	"
218	"	十五日	"	"
219	"	明治二十六年一月 十四日	〃勝浦困難民救 助について	"
220	"	(名宛・年月日欠)	熊野沖漁民遭難 関係について	"
221	"	二十九日	伊田先生宛	"
222	"	(明治二十五年一月ごろ)	ホワイト宛	"
223	"	(年月日欠)	池田侯爵家(守固 所有地売却の件)	"
224	"	八月二十四日	〃池田家史編さ んに関するもの	"
225	"	(宛所・年月日欠)	(探三婦朝直 後のものか)	"
226	"	九月二十五日	(名宛欠)	"
227	"	(宛所・年月日欠)	"	"
228	"	八月 十二日	芽城公閣下(和歌山 県知事転任について)	"
229	"	十二月 八日	池田君	"
230	"	(芳萱閣主人) 明治四十四年一月三十一日	広川賢造宛 (広川の勉学のこと)	"
231	"	一八七三年(明治六年)一月一日(宛所欠)	(使節同伴 帰国を辭し、自費で英國に留学すること)	"
232	沖権大参事・鶴殿大参事連名書状	伊丹大参事・河崎権大参事・杉浦権大参事宛 (第四大隊交代のこと・角輪紋使用のこと)	六月十八日	"
233	(沖探三(守固) 建白書・意見書案文)	建白書案	(明治二年か)	藩政改革に関するもの 一通
234	"	"	"	"

235	建白書案	明治四年二月	朝廷実権掌握に関するもの	一通
236	"	"	藩兵の廃止・中央・地方官制に 関するもの七丁	"
237	"	"	維新政府の政の主旨等につい ての質問	二通
238	伺書案(質問書)	(年月日付欠)	対清国外交政策について	一通
239	意見書案	明治三十八年八月十六日	伊藤博文宛 新政党 についての意見	"
240	"	(年月日付欠)	新聞紙法について(演説草稿か)	"
241	"	"	"	"
242	(沖探三(守固) 日記・雑録)	"	"	"
243	掌中秘録二	戊辰(明治元年) 正月九日より二十二日まで	"	一冊
244	座右第一書完	日新録	文久二年正月元日より六月三日まで	"
245	沖守固日記	管内巡廻日誌	明治十五年十月五日	"
246	日記	"	明治二十五年	"
247	議事録	"	明治二十七年十一月十四日	"
248	雑録	"	明治三十年一月	"
249	拾耳録	"	明治二十八年十二月六日	"
250	探聞報告書	"	明治三十一年六月二十八日	内相芳川顯正宛 大阪知事沖守固 一通
251	探聞書	"	八月 十七日	新政党組織について
252	明治二十三年十二月、熊野沖漁民遭難一件に関する衆議院における 海軍省の答弁要領	明治四十四年十一月十六日 (支那騒乱ニ関シテ)	"	"
253	立憲政友会趣旨書	明治三十三年八月 三十日	(活版)	二通
254	池田慶徳上表案文	"	(徳川慶喜、松平容保赦免について)	二通

255	池田慶徳上表案文	京都寺町警願寺門前の張札写	八月二十五日	(知事辞職願) 二通
256	池田慶徳履歴書	嘉永三年十月二十九日より 明治二年六月 十七日まで	"	"
257	岡公園記草稿	明治二十九年五月	"	"
258	日魯兩國貿易意見書	明治二十一年七月	寺見棧(在蒲潮貿易 事務官)	一冊
259	治水紀功之碑文章稿	(明治) 年月欠	秋山徳隣(和歌山県 西牟婁郡長)	"
260	西崎萩原先生碑文章稿	(年月日付欠)	内田周平	"
261	請願書写	池田仲博(土肥実匡・沖守固・足立正声の叙爵について)	明治二十九年十一月 宮内大臣土方久元宛	"
262	依頼状	明治八年七月	山一市兵衛(小野の子供二名留学の件)	一通
263	鴻池新十郎口上書	左藤又衛・桑原幾衛・小山勝馬宛(資金融 通の件)	"	"
264	中上川彦次郎 小泉 信吉連名書簡	明治七年十二月十七日	菊池大麓宛	"
265	朝廷御沙汰書写	四月	池田慶徳宛	"
266	行政官達書写	九月	"(沖探三徴土採 用について)	"
267	願書案	九月二十四日	弁事宛	"
268	告諭	池田慶徳(沖の徴土差出を断る)	"	"
269	二十二士懐中書	明治四年七月 十七日	池田慶徳(鹿藩置 一冊)	"
270	東京日々新聞	明治七年一月 十九日	民撰議院設立	一紙
271	願書残欠	(年月日不明)	賈金引替期限を二月まで延期すること	一通
272	印刷	(因伯函符)・「鳥取藩」	二葉	"
273	江戸鳥取問道中里程書	"	"	一通

274	諸事抜書	(沖探三詩文、雑稿等)	"	三通
275	沖探三詩稿(沖鶴齋、鶴九、九舉)	諸家評朱書あり・安政四・五年か一冊	"	"
276	"	慶応三年	"	"
277	"	詩文稿	明治二十五年より四十四年まで	"
278	"	詩稿	安政六年	"
279	宋名臣言行録抄部	"	"	"
280	雑記(慶応元年十一月於芸州長藩邸接雑記)	"	"	"
281	倉敷雜記	(慶応二年四月)	"	"
282	報国集(久坂義助・桂小五郎等志士詩文集)	"	"	"
283	与田中篤信書他二冊	"	"	三紙
284	沖守固詩稿	明治五年六月十四日	一篇(在英国)	一紙
285	沖守固(九舉)詩稿	"	"	四紙
286	諸家詩稿	"	"	七紙
287	俳句(九舉に送る)	涼しさは 何処もおなじか 水の音 竹遊	"	一紙
288	沖守固詩稿	安政四年 (為吉岡國手榮正)	"	"
289	沖貞一詩稿	"	"	"
290	3 沖家家関係史料	(履歴・達書等)	"	"
291	沖守固履歴書	明治二年より明治三十五年まで	"	二通

292	沖守園略伝	明治二十三年まで	一通
293	沖守園家族生年月日調書扣		〃
294	家縁・賞典録覚書		〃
295	達書(差紙)	(安政六年二月九日)	〃
296	〃	(文久元年十月十一日)	〃
297	〃	(文久三年六月九日)	〃
298	〃	(元治元年九月十日)	〃
299	〃	(慶応二年十二月晦日)	〃
300	〃	(慶応三年二月七日)	〃
301	〃	(慶応三年二月二十四日)	〃
302	〃	(八月七日)	〃
303	〃	(明治元年正月十二日)	〃
304	〃	(二月十四日)	〃
305	〃	(三月十二日)	〃
306	〃	(四月十一日)	〃
307	〃	(五月七日)	〃
308	達書写	(十二月二十七日)	〃
309	達書	(明治二年七月二十四日)	〃
310	〃	明治二年九月	〃
311	〃	十二月二十七日	〃
312	達書	(年月日不明)	一通
313	沖探三奉公覚書	(西ノ年より辰年まで)	〃
314	元治元年九月六日堀庄次郎暗殺事件関係記録写	明治九年十二月	一冊
315	沖剛介墳墓改葬許可書(同願書案文とも)	明治二十八年八月三十一日	二通
316	沖剛介靖国神社合祀通知書	明治二十四年九月二十二日	一通
317	岩堀ぼく書状	七月	一通
318	坂 正臣書状	六月二十三日	〃
319	一戦宛書状残欠		二通
320	孟子牽牛章・宋岳忠武王集	(写本)	一冊
321	芥子学書編 一ノ四	(写本)	四冊
322	読清問餘興 上・下	(木版本)	一冊
323	豁如軒詩集 全		〃
324	嚙々齋遺稿 乾・坤	明治二十八年三月	二冊
325	沖剛介遺墨	元治元年	一幅
326	河田景与剛介に与ふる文		〃

沖剛介と関係史料について

1 沖剛介(初名 高祿(孝録) 字銚垂衡号天外狂夫)

天保十四年六月、沖一戦の二男として、江戸八代洲河岸藩邸内に生まれる。幼時母方の伯父、上総佐貫の小沢三郎兵衛に養われる。嘉永六年、十一才の時江戸に帰り、大橋順藏・渡辺魯輔・萩原裕について学ぶ。安政六年二月には、「文学心懸宣敷」を以て藩より金三百疋の褒美を賜わり、十一月には十七才の若年で江戸学問所助教を命じられた。

文久二年十月助教を免ぜられ、十二月には三年間の他所修行を命ぜられ、藩費をもって他国に遊学することになった。文久三年には、兄探三をはじめ一家は鳥取に移住したが、剛介も、期を同じくして、前藩主慶栄夫人宝隆院のお供で鳥取に帰った。しかし、他所修行中のため再び江戸へ出た。江戸での修業中探索方を命じられ、諸藩の志士たちと交り、天下の形勢に通ずるようになった。元治元年正月には、山内衡とともに、水戸に派遣され、水戸藩の情勢を探索している。この間江戸と鳥取を往復すること数度におよぶ。元治元年四月三日には、江戸詰中老矢野能登の遺書をたずさえて鳥取に帰り、保守派の重臣白井重之進を論難し辞職を迫って、差控、謹慎に処せられた。

六月二十六日謹慎を免された剛介は、伊丹造酒之助長州派遣に随従を命ぜられる。ところが形勢急変し、伊丹は急拠京都警衛御手当詰となり、剛介もそれに従って京都に入る。七月十九日、禁門の変が起る。剛介はこの知らせをもって鳥取に帰り、折返し京都へ上る。この当時伊丹の配下には、増井熊太、高浜進之介等がいた。剛介らは、二十士とともに、長州を援けんとしたが、滞京中の目付役堀庄次郎に阻止された。

八月六日、剛介らは、分家の松平内匠頭の護衛として帰国した。やがて十九日には、堀庄次郎も帰国し、京都の情勢を上申、長州征伐出兵について議論がおこなわれた。堀は、尊王論、各分論から長征出兵を可とする説を主張した。剛介ら少壮急進派はこれに不満をもち、堀を説者として非難した。沖剛介、増井

2 沖剛介関係史料について

沖家関係史料は、

- 1 沖剛介宛の諸家書状
- 2 沖剛介書状
- 3 沖剛介日記・雑記類
- 4 沖剛介詩文雑稿類
- 5 沖剛介の友人等による小伝追悼文等に大別できる。剛介は活躍した期間が短かったこともあって、5の小伝・追悼文等を除く他の史料の年代は、文久ごろから元治元年九月までに集中している。

1の沖剛介宛書状は、十七家二十六通である。中でも剛介の兄探三の書状が五通ある。八歳は、足立八蔵正声であり、源内は、神戸源内信正である。また造酒之助は、伊丹造酒之助であり、正垣透は正垣董の子である。友之助は景山友之助、宗平は山田宗平であろうか。退庵については、いまのところどのような人物であったか明らかでない。

探三書状の五通は、文久三年六月から元治元年六月のほぼ一年間のものである。一号の書状は、藩主朝勤のお供で上京した時、京都から認められたもので、京都では毎夜テロ事件が発生していること、また大阪湾に英艦船が侵入してきたことなど京大阪の急迫した事情を伝えている。二号書状では、二十士事件の処置が決定したことを知らせるとともに、藩主の帰国についてその可否が議論されていること、また、藩主が二通の建白書を朝廷に提出したこと等、その行動が報じられている。

三号は、探三が周旋方を命じられたことを知らせるものである。四・五号は元治元年のものであるが、六月六日付の五号は、池田屋事件の発生をとり急ぎ知らせるものである。四号の四月二十一日付の書状は、かなり長文の密書である。内容は充分把握しきれないが「此度河毛之帰国、長州より御国へ家老御使者ニ参り候ニ付、此方よりも御使御差出候ニ相成、是非同心昧慮攘夷之御基本相定、存亡ヲ共致し候様御結議之訳ニ致度」などとあるから、鳥取藩急進派の動向を示す重要な史料である。六号の足立八藏の書状は、文久三年七月二十六日付のものであり、藩主の上京を述べ、この間に、「江戸表ニ而ハ諸侯十四家ヲ招集るよしも相聞、定而不容易奸謀之相談可仕所存」、「是等ハ皇朝之御大事ニ関係・・・顯然委曲不相分面ハ君公も御不安」などでこれら十四家の動向を探索することを依頼している。八号の神戸源内の同年七月十五日付の書状の中にも「此度幕府ニハ加州仙合佐竹南部十四侯御招集被成、越前春獄父子も近々御入京、右幕之御議論是非御申立杯被申風聞専ら御座候而、京地殊之外騒然と中趣付而其虚実ハ不相分候得共・・・不容易形勢ト致察察憤悶激発罷在候段、御賢察可遣ひ・・・」と同様のことをのべている。これらの書状は、八・一八の政変前の京都にあって鳥取藩尊攘派の動きを知ることのできる史料である。その外の書状も、ほゞ文久三年から元治元年九月までのもので、京都および鳥取での藩内尊攘派の動きを伝える書状である。

神剛介書状の内二九号は、案文で、日付宛名を欠いているが、先の六号の足立八藏の書状に対する返答と考えられるものである。また二八号は、兄探三にあてたもので、元治元年九月五日、堀庄次郎暗殺決定にあたって認めたもので事件に対する剛介の認識、心情をよく表現している。

剛介書状は、他に一通、文久三年八月、藩主の使いで板倉周防守に面会したことを知らせる母宛のものがあるが、これは柿崎氏の手もとに保管されている。剛介の日記は、「遊常雜記」または「水府紀行」と名づけられている元治元年正月十六日から二十七日までのものと、単に「日記」とされている同年二月二十日より九月三日までのもの二冊がまとまったものである。「遊常雜記」は、元治元年正月十六日、江戸中老矢野能登の命を受け、水戸における正奸兩派の情況探察のため山内衛とともに水戸に赴き、二月三日江戸に帰る間の日記である。

御預中は、三十俵の賄米が支給されていた。この間の動きはよくわからないが、慶応二年七月には、二十土の脱走のための金策をしている。同年十二月晦日、「謹慎振宜敷」ということで御預を免され、家名の再興が許される。翌三年二月、絵の門弟で郷土宮本小左衛門の次男敏之助(八才)を養子として沖家の相続を願いで許されるのである。

その後、明治元年十二月沖探三は、別家に召出され、沖探三家として一家を立てるのである。この間、元年正月には、西園寺山陰道鎮撫使の来藩に当って、御用掛の命を受け、福知山まで出かけてこれを迎え随従して帰藩するとともに、記録方、応接方頭取兼帯を命じられて、出雲藩問題の解決に当る。

このころ、しばしば京都に往復して、藩務に暇がなかった。六月二十四日、京都留守居役になるが、職制改正により京都留守居が廃止され公務人因政議事となり、新政府との交渉に当った。九月二十三日、太政官は探三を徴士権弁事に採用したが、藩はこれを辞し、藩務に専念させている。この後明治二年八月鳥取藩少参事、十二月二十八日には、鳥取藩権大参事となり、東京と鳥取を往復すること数度、明治初年の藩政改革に努めた。二二三・四・五号文書はこのころのものである。

- 明治四年七月薩藩置縣となり、九月大藏省に出仕する。この年十一月には、岩倉具視大使欧米派遣に随行したが、途中で一行と別れ自費で英国に留学、十一年一月九日帰国した。その後の彼の経歴は、その履歴書(五号史料)によると、
- 明治 十一年 八月二十七日 内務省書記官
 十二 年 三月 七日 岡山・山口・広島・京都・大阪・堺・和歌山の各県巡廻
 十二 年 十二月 十八日 地方官會議草案取調掛
 十三 年 十二月 二十五日 群馬県大書記官
 十三 年 十月 二十一日 外務省書記官
 十四 年 十月 三十日 出納局副長
 十四 年 十一月 八日 神奈川県令
 十九 年 七月 十九日 地方官制により神奈川県知事となる
 二十二年十二月二十六日 長崎県知事

その後、二月からは「日記」にひきつがれるが、途中八月十七日からは、「自十七日至八月晦日別ニ記」とあり欠けている、九月一日から再び書かれるが、それも堀暗殺事件の前々日の三日までである。

「掌中秘録」は、剛介の覚之書というべきもので、年月不明のものも多いが、内容は実に豊富で注目すべきものが多い。その他剛介の詩文、雜稿も多く残されているが、それ等の多くは、明治二十八年に、兄探三(守固)が剛介の遺稿を整理し、「嚆々齋遺稿」(乾・坤)二冊として刊行している。

沖 守固と関係史料について

1 沖 守固(初名貞一郎、後探三、九臯と号す)

天保十二年六月十三日、鳥取藩繪師沖一職の長男として、江戸八代州河岸の藩邸内に生まれる。父一職について画業を学び、その外萩原鳳次郎、大橋順蔵について漢文を修めた。文久元年十月家督を相続し、五人扶持三十俵の外年銀二十枚を給せられた。

文久三年正月、藩政改革により御國勝手を命ぜられ、四月には家をあげて鳥取に移住した。この年の六月、探三は、藩主の朝覲の御供を命じられ上京する。藩主、帰国後も京都詰となり、諸藩の志士と交わる。その後元治元年四月、鳥取に帰るが、弟剛介が江戸より帰鳥して、中老白井重之進に辭職を迫るといふ一件により兄弟ともども差控えを命ぜられたこともあったが、すぐに免され再び、京都江戸に赴いて周旋方として活躍する。

池田屋事変以後、失地回復をめざす長州藩は、統々と藩士を上京させた。鳥取藩周旋方はこれらに接近し、これと行動を共にすべく探三と正垣藩を掃蕩させ、出兵を要請する。しかし、藩論が統一できず、周旋方の意見とは反対に出兵不可となる。探三は備前に派遣され、長州藩世子毛利広定の上洛阻止を謀ることになる。帰藩後の探三は御小姓に任じられ御城詰となった。

元治元年九月五日夜、弟剛介が御目付堀庄次郎を暗殺する。この事件によって、剛介は切腹、沖家は断絶する。探三は、中村弥市、根本幽庵に預けられ、藩公夫人附御小姓を勤仕していた妹ちる(菊代)も御暇となった。

- 明治二十三年 一月 七日 元老院議員
 九月二十九日 貴族院議員
 十月 二十日 元老院廃止非職となる
 二十四 年 四月 九日 滋賀県知事
 五月 十六日 徴戒免官(大津事件の責任)
 六月 十九日 特旨により徴戒処分を免す
 二十五年 一月 十五日 和歌山県知事
 三十年 四月 七日 非職となる
 十一月二十六日 依願免官
 三十一年 六月 三日 大阪府知事
 七月 七日 依願免官
 十二月二十八日 愛知県知事
 三十三年 五月 九日 勲功により男爵を授けらる
 三十五年 五月 十二日 依願免官
 四十三年 八月 宗秩寮審議員
 四十四 年 五月 維新資料編纂委員会
 十二月 衆議院選挙法改正調査委員
 大正 元年 十月 死去(七十一才)

以上の履歴から見ても明治期の守固は神奈川、長崎、滋賀、和歌山、大阪、愛知の各県の知事になり地方官として過ごすことが多く、中でも神奈川県の在任が長いが、守固関係史料の中では、次に長く在任した和歌山県知事時代のものも多い。和歌山県政史第一巻(昭和四十二年一月)は、明治人物誌の中で沖守固について「本県在任中に日清戦争がおこり、銃後の守りをかためる一方、教育にも意を用いて中学校の設置に尽力し、日本赤十字社支部設置や連隊区司令部設置運動、あるいは産業の振興にも大いに尽力した。」とその活躍をのべている。

2 沖 守固関係史料について

沖守固(探三)を守固と改めた年月は不明であるが、二三三号文書には守固の墨印がおされている。家譜によると明治四年 月までは探三である。さらに明治六年六月三十日付の英國から出した母宛の書状には探三と自署しており、同じ留学中に書いた書状にも守固と署名しているものもある。は、その履歴からみて、活躍の時期を六期に区分することができよう。

第一期は、弟剛介の活躍期と同じ文久三年ごろから元治元年九月までである。同年九月以降は、剛介の事件で沖家は断絶し、探三は御預となり、公式の場での活躍はしていない。しかし、二十士をはじめ藩内尊攘派との連絡はあつたはずであるが、史料は残っていない。

また、この期以前についても、すでに文久元年には家督を継ぎ、年令も二十二・三才になっていたが、これを知る史料は全くない。

第二期は、慶応二年十二月晦日、御預勤慎免され、翌三年二月、宮本敏之助を家統養子として家名再興を許されてからである。しかし本格的な活躍は、明治元年正月、西園寺山陰道鎮撫使の来藩に当ってその御用掛に採用されてはじまる。この間藩政の中核に在るとともに、後に彼が中央政府の中に入っていく足がかりをつかむ時期でもある。明治四年七月、廃藩置県によってこの期は終る。

第三期は、廃藩置県によって、鳥取藩権大参事を免めた探三は、その年の九月、大蔵省七等出仕となる。しかし十一月には「特命全權大使(岩倉具視)欧米各國ニ被差遣候ニ付随行被仰付候」となつて欧米に渡る。途中、自費留学を決定して英國に留り、明治十一年一月九日帰朝するまでの、六年一、二ヶ月の留学時代である。この期の史料は、母親をはじめ家族、友人との間にかわされた書簡である。中でも明治六年一月付の二三三二号の史料は、使節同伴帰国することを辞し、自費留学することに決意したことと述べている。また二〇九号の史料も同年月のものであるが、母に宛てて、維新後の社会の変化、留学して勉

学することの意味とその決意、そして帰国の見通し等についてのべた興味深い史料である。

第四期は、帰朝の十一年八月内務省小書記官になり、十三年十月外務省小書記官に転じ、翌十四年十一月、神奈川県令になるまでである。しかし、この期史料は、一八九号の母から守固宛の書状しかない。

第五期は、明治十四年十一月八日、神奈川県令になり明治三十五年五月十二日、愛知県知事を依頼退官するまでである。この間には、神奈川、長崎、滋賀、和歌山、大阪、愛知の各県知事を歴任し、その間に、元老院議員、貴族院議員にもなっている。この時期の史料では、二四五・二四六号の日記、議会雑録をはじめとする和歌山県知事時代の関係史料が多い。ところで、この期の史料で注目すべきものに滋賀県知事時代の関係史料がある。明治二十四年四月九日滋賀県知事に就任するが、その翌月の五月十一日、来日中のロシア皇太子に巡査津田三蔵が切つけ傷害を与えるという、いわゆる大津事件が起つた。守固はその責任をとわれ徴戒免官となるが、この事件についての県庁関係の報告書が残されている。しかし、これら大津事件関係史料は、柿崎氏が、かつて滋賀県下で発行されている雑誌で紹介されたことがあり、そのため別に整理されており、手許に残したいということ、今回本館が譲渡を受けることができなかった。

第六期は、明治三十六年から、死去の大正元年十月までである。明治三十五年十二月愛知県知事を辞任して以後の守固の晩年である。この間にも維新資料編纂委員、衆議院選挙法改正調査委員などの公職につくこともあったが、それらに関する史料は残されていない。

守固関係史料の多くは書状である。守固宛の諸家の書状はほゞ九十通におよぶ。これらは、守固の活躍期からすると第三期から六期にわたるもので、池田慶徳、同徳定、同徳潤、門脇重徳、足立正声、河田景与、河崎政之丞など旧鳥取藩関係の人物から、広沢真臣、山田頭義、伊東己代治、桂太郎など彼の中央での活躍をしのばせる人々の書簡もある。しかし、第一期、第二期に關係する書状は全くない。とはいえ、剛介関係史料の中に入れた剛介宛探三書状の五通は、同時に守固の第一期關係史料でもある。

次に多いのが母親からの書状である。これらは、四十五通ほとんど年付を欠く。その他、二四四から二四八号までは、第五期に書かれたものである。二四四号は、御用掛安田米齊の筆記になるものであり、他は自筆日記である。

その他守固關係史料には、詩稿、雑稿があり、報国集は、久坂義助、桂小五郎等志士の詩文集であり、倉敷雜記・芸州長藩邸接雑記などの写本もある。また、池田慶徳の知事辞職願の案文をはじめとして、在勤中その手許を通つた文書の案文等二十数通あるが、その内容が雑多であるため、その他關係史料としてまとめておいた。

沖家関係史料

探三、剛介關係史料以外にも、沖家の家關係史料としてまとめた方が適当と思われるものもいくらかある。まず、藩からの達書、守固履歴書、剛介事件關係記録写本である。それと、沖家家族あて書状三通、書籍五種九冊と書軸二幅などがそれである。もちろんこれらも大部分は守固、剛介に關係したものであつて、彼等以外の人々に關係する史料はほとんどない。

あとがき

本館の資料調査の報告の第一集を何とか刊行することができた。今後も継続して調査報告を出していく計画である。報告書がこれでよいかどうかについては今後検討を加え、改良を加えなければならぬ。諸方面からの御批判、御叱正をお願いしたい。

第一集は、史料所在調査報告としたが、四十八年度中には「多田家文書」、「河田佐久馬関係文書」などについても調査したし、在方史料である岩美郡銀山村「山口家文書」(山口敏美氏所蔵)も本館に寄託いただき現在調査を進めている。これらについては別な機会に報告書なり、目録を公刊する予定である。尚、本報告書を作成するにあたり、史料調査に協力いただいた県史編纂委員兵崎洋三氏に深く感謝している。

くが、その内容からして、第二期に属するもので、わずかに第五期のものである。第二期に属する書状は、急速に藩政の中心に登つていく探三に対して、母親としてのこまかい心くばりがあらわれており、鳥取、京都、東京と忙しく活躍する探三に対して、留守宅の様子を知らせるとともに、鳥取の人々の動きのようすなどをこまかく伝えている。これは、明治期の藩政の動向を知る手がかりとなる史料といえよう。また一八九号の三月二十六日の書状は、明治十二年三月七日、守固が内務省小書記で、岡山、山口、広島など近畿・山陽など七県の巡廻を命じられ岡山に居る時のものであり、第四期に關する数少ない史料である。

探三の書状は、先にあげた剛介宛の外、案文ともに三十五通におよぶ。その中で十三通は、岩倉遣欧大使に随員として欧米に渡り、さらに英國に自費留学中の第三期に母に宛て、出されたものである。開明派官僚ともいうべき探三が、どのような考えで留学を決意し、またどのように欧米先進国を見たかを知ることものできる興味ある史料である。その他明治二十五年二月か二十七年三月または九月の和歌山県衆議院議員選挙についての書簡案などもある。

探三の意見書・建白書は、その草案が九通残っている。二三三・四・五号は、明治二年の藩政改革に關するものであり、中でも二三三号は最もよく形が整つており内容もおもしろい。二三六・七号は、明治四年のもので、朝廷の実権掌握に關すること、藩兵の廃止、中央・地方の官制に關するものである。二三八号は「・・・について何う」という形式で、維新政府に対し大政の主旨・政策の基本についての質問状である。

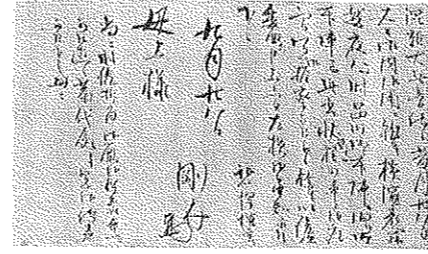
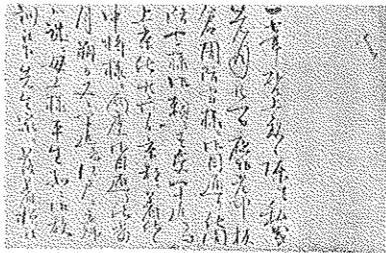
探三の日記・雑録は、剛介のものほど集中的でない。二四三号の座右第一書は、別に日新録とも名づけられており、文久二年正月之日より六月三日までの記事があるが、内容は絵師としての探三に關係することが多く、その意味で、年代的にも鳥取藩志士としての探三の活躍の歴史にあたる部分の記録である。

二四二号の掌中秘録二は、剛介の日記・雑記の中の掌中秘録と合せて、一、二の番号がつけられたらしい。「掌中秘録」という標題も後に探三が、剛介關係史料とともに整理した時に付けたものと考えられる。二四二号は、明治元年正月九日より始まるがわずかに十数日後の二十二日で終っている教業の日記であ

付録

(沖剛介書状写真)

この書状は、文久三年九月二十八日、剛介が母に宛てたものである。本書状は、柿崎氏の手もとに置きたいと意向で、本館の所蔵にならなかった。参考のため、ここに写真をあげておく。



(沖剛介書状)

一筆啓上致候陳者私義

先月廿一日夜御老中坂倉周防守様ニ御目通り仕周防守様御頼ミを受早速ニ而上京仕廿六日京都ニ着仕候中將様ニ兩度御目通り仕当月朔日又々早速ニ而江戸ニ立帰候誠ニ母上様平生段々御教訓被下先先生家ニ落着様被仰下候へ共

中將様御苦心を奉推察ニ就キ彼是 心配仕 兩度早速相動候留主中当月三日暁木更津伯父様御死去仕候母上様御教訓を相守り候へ者十分看病も致候事ト存誠ニ不堪残候私も当月十三日木更津ニ参り候加藤長坂●雷田屋ナトニ逢ヒ跡々の所段々相談仕先須原屋ニ参り相応の養子相求葉種渡世專一ニ仕船炭積木等次第二相休候積リニ御座候六月頃伯父様ニ御目ニ掛り候節頻リニ意気切致御老衰の御様子私も段々酒の過候事を申上候へ共性質御好の事故禁酒出来兼遂ニ御死去被遊候誠悲傷之至ニ御座候 先月廿七日床ニ就キ

当月三日吐血ニ而御死去之由尤も御病中富田屋浜田屋主人を呼段々遺言被遊候御様子右ニ就キ両主人も至而僧切ニ世話被下候間跡々之所者母上様ニも餘り御心配無御座様可被遊候私も急ニ書状差出候善ニ御座候へ共当月十五日木更津より江戸ニ帰リ御内御用ニ而横浜ニ参り彼是混雑大無音仕候当月廿八日又々御内御用ニ就キ横浜表へ罷越夜八ツ時品川御本陣ニ泊り御本陣ニ而此書状 認メ候 程の事ニ御座候問宜御推察可被下候除者以後便委曲可申上候間左様御承知可被下候 恐惶謹言

九月廿八日 剛介(花押)

母上様 高々時候折角御厭御保養專一ニ可被遊候菊代殿ニも宜御伝声可被下候 勿々